

犯罪被害者等施策に関するワーキンググループの設置について（案）

令和5年●月●日

犯罪被害者等施策に関する関係府省庁連絡会議決定

1 「犯罪被害者等施策の一層の推進について」（令和5年6月6日犯罪被害者等施策推進会議決定）を踏まえ、国家公安委員会・警察庁において、同決定に基づく各取組の検討状況を含めた犯罪被害者等施策の進捗状況を点検・検証・評価するとともに、関係府省庁において、緊密に連携して犯罪被害者等施策を推進するため、犯罪被害者等施策に関する関係府省庁連絡会議に、「犯罪被害者等施策に関するワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）を置く。

2 ワーキンググループの構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要に応じ、有識者、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。

議長 警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）

構成員 警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当）

内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課長

こども家庭庁支援局家庭福祉課長

総務省大臣官房企画課長

法務省大臣官房参事官

文部科学省大臣官房政策課長

厚生労働省政策統括官（総合政策担当）付政策統括室参事官

国土交通省総合政策局政策課長

3 ワーキンググループの庶務は、関係府省庁の協力を得て、警察庁において処理する。

4 前各号に掲げるもののほか、ワーキンググループの運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。